

生駒市地域公共交通運行に係る業務委託事業者の選定について

趣旨

平成23年度に開始を予定している、市内地域公共交通の実証運行を委託する一般旅客自動車運送事業者を、透明性・公平性を確保しつつ選定する。

選定作業は、本町地区、南地区の地区別に行う。(選定の結果、同一事業者が2地区の運行を実施することは妨げない。)

発注の方法

- 実証運行にあたっては、費用の低廉性だけにこだわらず、公共交通の運行という業務の特殊性から、経験や実績に加え、安全性、継続性、信頼性、運行により生じる問題への対応力、運行に対する企画提案力などを備えた事業者を選定することが望まれる。
- よって、単に経費の安さだけで決定する競争入札でなく、事業者の能力や企画提案で判断する公募型プロポーザル方式で発注するものとする。

参加資格

以下の要件をすべて満たす会社(本市に業者登録していない会社でも参加可能)

- (1)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2)生駒市から指名停止の措置を受けていないこと。

提案の審査

- 企画提案は、第1次審査及び第2次審査(最終審査)を経て決定するものとする。
- 第1次審査は書類審査とし、第1次審査で評価の高い提案を4社程度選定する。
- 第2次審査はヒアリングを実施するものとし、第1次審査と合わせて総合的に評価するものとする。(応募事業者が少数であった場合は、第1次審査を省略し、第2次審査を実施する。)
- 提案の審査は委託業者選定委員会が行うものとする。

契約予定者の特定

審査において最も評価が高かった提案者を契約予定者として特定し、協議会の承認を得て随意契約するものとする。

業者選定委員会

企画提案を募集するに際し、選定プロセスの透明性・公平性を確保するとともに、客観的な審査を通じて、実現可能性の高い優れた提案及び事業者を選定するため、選定委員会を設置する。また、選定委員は下記の6名とする。

- ①副会長 2名
- ②実証運行地区関係自治連合会委員 2名
- ③事務局職員 2名

その他

業務委託仕様書、業務委託実施要領、業者選定委員会設置要綱、選定基準のほか委託業者選定につき必要な事項は会長が別に定めるものとする。

※ 本件運行を実施するには、道路運送法第3条、第4条に定める許可が必要となる。